

さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、情報提供（市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう提供することをいう。）の推進について必要な事項を定めるものとする。

(提供義務情報)

第2条 所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。

- (1) 総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画
- (2) 都市経営戦略会議の会議資料及び会議録
- (3) 主要事業の予算編成過程
- (4) 市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答
- (5) 身近な道路整備の要望への対応状況
- (6) パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容
- (7) 広聴事業に関する対応状況
- (8) 市長の交際費の執行状況
- (9) さいたま市外郭団体指導要綱（平成17年3月22日決裁）の対象となる外郭団体の経営状況
- (10) さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録

(提供推進情報)

第3条 所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的に提供するものとする。

- (1) 条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの

- (2) 主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報
- (3) 環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報
- (4) 前条各号に類すると所管課長が認める情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報

(提供の方法)

第4条 所管課長は、前2条に規定する情報(以下「この要綱に定める情報」という。)を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一以上の方法を選択して行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 報道機関への提供
- (4) さいたま市区役所情報公開コーナー(以下「情報公開コーナー」という。)への行政資料(さいたま市区役所情報公開コーナーの設置及び運営に関する要綱第2条第2号に規定する行政資料をいう。以下同じ。)の配置
- (5) 担当課窓口における提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法

2 所管課長は、第2条第1号に規定する計画に係る計画書を前項の規定により提供するときは、当該計画書を情報公開コーナーに配置するものとする。

3 所管課長は、この要綱に定める情報を提供する際、当該情報が印刷センター又は外部業者に発注して作成した行政資料である場合は、有償で頒布するものとする。ただし、パブリック・コメントその他の意見募集を行うための一時的な配布を目的として作成したもの、有償の行政資料の概要版として作成したもの及び所管課長が無償で頒布することが必要であると特に認めたものは、無償とすることができる。

4 前項本文の規定により有償で頒布する行政資料の価格は、作成に要した実費相当額を基準として所管課長が定めるものとする。

(提供の時期及び期間)

第5条 所管課長は、この要綱に定める情報で所管する事務に係るものを実施機関(条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)が保有したときは、

速やかにこれを提供するものとする。

- 2 所管課長は、提供しようとする情報の種類及び内容に応じて、相当と認められる期間を定め、当該情報を提供するものとする。

(行政資料の配置依頼等)

第6条 所管課長は、この要綱に定める情報（第2条第10号に掲げる事項に関する情報にあっては、附属機関等会議公開要綱第7条第3項に規定する会議の開催結果に限る。）を第4条第4号に掲げる方法により提供しようとするときは、行政透明推進課長に対し、行政資料の情報公開コーナーへの配置について（依頼）（別記様式。以下「依頼文」という。）を提出するものとする。

- 2 行政透明推進課長は、前項の規定により提出された依頼文に基づき行政資料の提供の方法を集計し、各区役所の情報公開コーナー及び市のホームページにおいて公表するものとする。

(他の制度との調整)

第7条 この要綱に定める情報の提供について、法令、条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合は、当該別段の定めによるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が保有することとなった情報について適用する。

(この要綱の施行前から保有する情報の提供に係る実施機関の責務)

- 3 実施機関は、この要綱の施行前から保有している情報についても、この要綱を適用した場合と同様の提供を行うよう努めるものとする。

附 則 (平成22年8月30日)

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日)

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成25年11月7日）

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

総務局総務部行政透明推進課長

長

行政資料の情報公開コーナーへの配置について（依頼）

以下のとおり、行政資料の各区役所情報公開コーナーへの配置を依頼します。

行政資料の名称 (依頼する資料の名称を正確に記入)	
綴り先ファイルの名称 (上記と異なる場合に総称を記入)	
作成日 (作成年月を記入)	年 月
配置方法 ※ パブリック・コメント用資料は貸出用を2部配置できる。 ※ 無償頒布の依頼は配置依頼と同時の場合で各区10部以内を原則とするが、理由を付記の上、頒布見込み数とすることができる。	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 有償頒布 (各区 部) 価 額 _____ 円 重 量 _____ g <input type="checkbox"/> 依頼資料の概要版などの無償頒布 (各区 部) <input type="checkbox"/> パブリック・コメントなどの意見募集資料のため、配置場所への配慮をお願いします。
配置期間 (開始期間は希望する場合のみ記入)	年 月 日 ~ 年 月 日
その他の提供方法 (該当がある場合のみ記入)	<input type="checkbox"/> 本市ホームページへの掲載 (掲載場所: _____) <input type="checkbox"/> 広報紙への掲載 <input type="checkbox"/> 報道機関への提供 <input type="checkbox"/> 担当課窓口での提供 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
情報提供の根拠規定	さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱 第 条第 号に該当
その他 (特記事項・依頼事項等を記入) ※ 情報公開コーナーへの指示事項は具体的に記入すること。	<input type="checkbox"/> ファイルの名称欄の記載資料の追加資料です。 <input type="checkbox"/> 年 月 日付け依頼資料の差替え資料です。 <input type="checkbox"/> パブリック・コメントにつき貸出用資料が2部あります。 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
担当課 電話番号 (外線)	局 部 課

※ 本様式は必要に応じて修正して使用することができる。